

令和 6 年度大分支部事業計画（案）

令和 6 年度 大分支部事業計画（案）

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|--|---|
| <p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、各種協議会等の協議の場において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 | <p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、各種協議会等の協議の場において、安定した財政運営の視点から積極的に意見発信を行う。特に令和 5 年度は、第 4 期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 250 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るといふ財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、評議会や運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>(6 ページから移動)</p> |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|---|---|
| <p>・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図りながら正確な事務処理を実施するとともに、職員の意識改革を促進する。</p> <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。 また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ること、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 <p>【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPI の100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする</p> <p>(削除)</p> | <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。特に官公庁・退職者の多い事業所等へ任意継続の申請方法を個別に周知し、郵送化の向上を図る。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。 ・業務グループ内に設置する「CS向上・業務改善検討会議」において、お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急に見直し対応する必要があり、KPI の100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする</p> <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|---|---|
| <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。 ・現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、管理者・担当者について業務研修を実施する。 <p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化を図るため、レセプト点検の「内容点検行動計画」の実行を徹底し、効果的かつ効率的な点検を推進する。また、システムを活用した効率的な内容点検により、点検実績の向上を図る。資格点検・外相点検においては、業務マニュアル等に基づき、迅速で的確な点検を実施する。 i) 内容点検の強化 ・システムを活用した効率的な点検や支部間差異事例の解消に積極的に取り組み、査定率向上を図る。 ・自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。 ・社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。 ・点検員全体のスキルアップのため、外部講師による研修の早期開催や勉強会、打合せによる情報共有を行う。特に高点数レセプトの点検知識の強化に取り組み、再審査1件当たり査定額向上を図る。 ・社会保険診療報酬支払基金との連携強化のため、定例協議や査定率向上検討会議等において、社会保険診療報酬支払基金における審査の透明化・平準化を強く求めていく。 | <p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査事務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ・業務グループ内に設置する「SS重点審査ミーティング」において、総合的な保険給付適正化対策を行う。また、不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む）を行うとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。 ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。 ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化を図るため、レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づく効果的な内容点検により、点検実績の向上を図り中長期的には全国中位を目指す。また、事務手順書に基づく迅速で的確な資格点検・外傷点検を実施する。 i) 内容点検の強化 ・システムを活用した効率的な点検や支部間差異事例の解消に積極的に取り組み、査定率向上を図る。 ・点検員全体のスキルアップのため、外部講師による研修の早期開催や勉強会、打合せによる情報共有を行う。特に高点数レセプトの点検知識の強化に取り組み、再審査1件当たり査定額向上を図る。 ・社会保険診療報酬支払基金との連携強化のため、定例協議や査定率向上検討会議等において、社会保険診療報酬支払基金における審査基準の平準化を推進する。 ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況等について情報収集を行い、効率的な点検を実施する。 ・社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。 |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|--|--|
| <p>・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況等について情報収集を行い、効率的な点検を実施する。</p> <p>ii) 資格点検・外傷点検業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に医療機関照会、負傷原因照会を行的確な点検を実施する。 ・求償事務のシステムによる進捗管理を徹底し、迅速な折衝と完結に努める。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする <small>（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額</small> 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生した債権について、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施するため、「債権管理・回収計画」の実行を徹底する。 i) 債権回収業務の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・返納金債権の早期回収のため電話催告を中心に実施する。特に新規発生分については、通知発送時に電話による内容説明と納付案内を実施する。 ・債権回収をより円滑に実施するため、本部等で開催される研修等に積極的に参加し、債権担当職員のスキルアップを図る。 ・確実な回収強化のため、保険者間調整の積極的な実施、弁護士名併記の最終催告及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ・債権管理進捗会議を毎月開催し、支部内における進捗状況の周知と情報共有を図り、問題点を解決する。また、個別の催告状況等について債権催告整理検討会議を毎月開催し、レセプトグループ内での情報共有を図る。 ・交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ii) 健康保険証回収強化 <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に協会けんぽから健康保険証未回収者に対する返 | <p>ど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。</p> <p>ii) 資格点検・外傷点検業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に医療機関照会、負傷原因照会を行的確な点検を実施する。 ・求償事務のシステムによる進捗管理を徹底し、迅速な折衝と完結に努める。 <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする <small>（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</small> ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <p>i) 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後早期に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。 ・被保険者証回収不能届を活用した電話催告を受付後早期に実施し、1週間後に2次電話催告を実施する。 ・事業所への保険証返納にかかる協力依頼文書の送付や未返納者への文書催告が多い事業所への文書、電話及び訪問による協力依頼を実施する。 ・事業主や健康保険委員に対する保険証の早期回収と加入者に対する保険証の早期返却を啓発するため、説明会や広報誌等多様なツールで広報を実施する。 ・社会保険労務士会との連携により、保険証の早期回収に向けた事業主及び加入者への周知等を図る。 <p>ii) 債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納金債権の早期回収のため電話催告を中心に実施する。特に新規発生分については、通知発送時に電話による内容説明と納付案内を実施する。 ・確実な回収強化のため、保険者間調整の積極的な実施、弁護士名併記の最終催告及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|--|--|
| <p>納催告を行うことを徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証回収不能届を活用した電話催告を受付後早期に実施し、1週間後に2次電話催告を実施する。 ・事業所への健康保険証返納にかかる協力依頼文書の送付や未返納者への文書催告が多い事業所への文書、電話および訪問による協力依頼を実施する。 ・事業主や健康保険委員に対する健康保険証の早期回収と加入者に対する健康保険証の早期返却を啓発するため、説明会や広報誌等多様なツールで広報を実施する。 ・社会保険労務士会との連携により、健康保険証の早期回収に向けた事業主及び加入者への周知等を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、(健康保険証を添付できる)紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険(資格が有効な保険者)とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI：1) 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を前年度以上とする 2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。</p> <p>※マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする</p> <p>(③ 現金給付等の適正化の推進に統合)</p> | <p>・債権管理進捗会議を毎月開催し、支部内における進捗状況の周知と情報共有を図り、問題点を解決する。また、個別の催告状況等について債権催告整理検討会議を毎月開催し、レセプトグループ内での情報共有を図る。</p> <p>・交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)</p> <p>■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする</p> |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|---|--|
| <p>Ⅲ) ICT化の推進</p> <p>① オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 <p>特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</p> <p>② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。 <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p> <p>(1 ページ II) へ移動)</p> | <p>⑧ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認を円滑に実施する。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。 <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>⑨ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付業務等において、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、相談マニュアル・FAQ、研修プログラムを効果的に活用することにより、相談業務の品質の向上を図る。 新業務システム（令和 5 年 1 月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台と</p> |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|--|--|
| | <p>なるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> |
| <p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した事業を実施する。 ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部主催の統計分析研修等を通じた分析担当者の人材育成を行い、支部における調査研究の質の底上げを図る。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p> <p>② 支部で実施した好事例の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 期アクションプランにおいて整理された本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、協会が取り組むべき課題として本部が設定した募集テーマについて積極的に応募する。 ・「保険者努力重点支援プロジェクト」の実施を通じて横展開される分析手法やノウハウを受けて、支部の課題分析を継続する。 | <p>2. 戦略的保険者機能関係</p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化 <p>(15 ページから移動)</p> <p>(15 ページから移動)</p> |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|--|--|
| <p>【重要度：高】 医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビックデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたっては、高度な医学知識も要することから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。</p> <p>II) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部で策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、全国研修に加え新たに実施されるブロック単位の研修に支部保健師を派遣する。併せて、新たに実施される保健グループ長に対する研修にも職員を派遣する。 <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診について、令和5年度に実施した自己負担軽減に加え、令和6年度からは付加健診の対象年齢が拡大されることから、健診機関との連携強化を更に図るとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨、休日集団健診や新規適用事業所への健診案内等の取組を推進し受診率向上に努める。 ・健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけを行うなど、引き続き効果的な受診勧奨を実施する。 | <p>① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 ・第2期保険事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第4期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第3期保険事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。 <p>上位目標：加入者のQOLを維持するため、糖尿病の重症化を防ぐとともに、糖尿病性腎症に係る新規透析移行者数の増加率の低減を図る。</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに委託機関との連携強化及び進捗管理を徹底し、生活習慣病予防健診の受診率向上に努める。 ・自治体及び関係団体と連携して、生活習慣病予防健診の受診率向上及び事業者健診データの取得率向上に努める。 ・健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけを更に行い、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|---|--|
| <p>・事業者健診データの取得について、令和6年度より40歳未満も含めた健診データ取得が可能になったことから、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、円滑にデータ提供されるよう関係団体等との連携を図る。</p> <p>・事業者健診データの取得に関しては、外部委託業者を活用するとともに進捗管理を徹底し、取得率向上に努める。</p> <p>・支部が主催する被扶養者に対する特定健診について、実施回数及び地域を拡大し、受診機会の向上に努め、併せて健診未受診者への受診勧奨を実施する。</p> <p>・自治体及び健診機関と連携し、がん検診と特定健診の同時実施を引続き推進する。</p> <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：164,992人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 68.9%（実施見込者数：113,681人） ・事業者健診データ 取得率 11.4%（取得見込者数：18,810人） ■ 被扶養者（実施対象者数：43,663人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 34.2%（実施見込者数：14,933人） ■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を68.9%以上とする 2）事業者健診データ取得率を11.4%以上とする 3）被扶養者の特定健診実施率を34.2%以上とする <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上 i）特定保健指導実施率の向上 ・健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について引</p> | <p>・事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供スキームの構築に努め、引き続き健診機関からの早期なデータ提供を図る。</p> <p>・外部委託業者の進捗管理を徹底し、事業者健診データの取得率向上に努める。</p> <p>・支部が主催する被扶養者健診の実施回数及び地域を拡大し、受診機会の向上に努めると共に、受診案内送付等の受診勧奨を実施する。</p> <p>・自治体及び健診機関と連携し、がん検診と特定健診の同時実施を推進する。</p> <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：164,482人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 72.0%（実施見込者数：118,505人） ・事業者健診データ 取得率 12.7%（取得見込者数：20,889人） ■ 被扶養者（実施対象者数：45,841人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 33.6%（実施見込者数：15,403人） ■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を72.0%以上とする ② 事業者健診データ取得率を12.7%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を33.6%以上とする <p>ii）特定保健指導の実施率及び質の向上 ・健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診機関と連携強化を図り、実施率向上促進をさせる。</p> |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|---|---|
| <p>引き続き健診機関との連携を推進するとともに、前年度実績が伸び悩んでいる健診機関を中心に他機関の取組好事例等を展開し、実施率向上促進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診・保健指導カルテ等の活用により、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけを強化し、効果的・効率的な特定保健指導面談受入勧奨を行う。 ・保健指導専門機関等の外部委託業者にかかる進捗管理を徹底し、継続的支援及びICTを活用した特定保健指導を展開するなど、事業所や対象者の多様なニーズに対応した特定保健指導を実施する。 ・支部主催の集団健診を活用し、被扶養者の特定保健指導の実施機会の拡充を引き続き図り、実施率向上に努める。 <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」(※)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向け、健診機関の専門職を交えた研修を行う。 <p>※「評価体系の見直し」=特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する</p> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・健診・保健指導カルテ等の活用により、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけを更に行い、効果的・効率的な特定保健指導面談受入勧奨を行う。 ・外部委託業者の進捗管理を徹底し、継続的支援及びICTを活用した特定保健指導を展開し、事業所や対象者の多様なニーズに対応した特定保健指導を実施する。 ・支部主催集団健診を活用し、被扶養者の特定保健指導の実施機会の拡充を引き続き図り、実施率向上に努める。 ・保健事業の各種取組を支える専門職たる協会保健師について、複数名体制を構築する為、計画的かつ継続的な採用活動を行い、その確保に努める。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|---|--|
| <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数： 26,365 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 33.8%（実施見込者数：8,912 人） <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,285 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 37.3%（実施見込者数：480 人） <p>■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を 33.8%以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を 37.3%以上とする</p> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 未治療者の受診率向上を図るため、健診から保健指導・受診勧奨という一環としたコンセプトを軸にナッジ理論等対象者の行動変容を促すパンフレットを活用し、受診勧奨の強化に努める。 特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。 未治療者に対する二次勧奨業務について、外部委託業者を活用するとともに事業進捗及び実施体制整備の管理を徹底し、受診率向上を図る。 「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨や、健診機関及び事業所と協働した受診勧奨により、要治療者等の早期受診につなげる。 未治療者の分析により選定した事業所を、重点的かつ優先的に健康教育等を実施することで、事業所の健康度向上に努める。 自治体、医師会及び医療機関等と連携を図り、人工透析の導入回避等に努める。 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を拡充する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</p> <p>⑤ 働き盛り世代への糖尿病リスク軽減のための広報強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き盛り世代（主に 30～40 代）の糖尿病リスクを軽減するために、SNS 等の媒体を活用した広報事業を実施する。また、これから生活習慣の基盤を形成する若年層（主に高校生 | <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：28,436 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 33.8%（実施見込者数：9,610 人） <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,448 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 25.9%（実施見込者数：375 人） <p>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 33.8%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 25.9%以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 未治療者の受診率向上を図るため、健診から保健指導・受診勧奨という一環としたコンセプトを軸に重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・LDL コレステロール値着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。 未治療者に対する二次勧奨業務について、外部委託業者の進捗管理を徹底し、受診率向上を図る。 関係団体と連携を図り、健診実施機関並びに事業所と協働した要治療者等への受診勧奨を実施し、確実な受診につなげる。 自治体、医師会及び医療機関等と連携を図り、人工透析の導入回避等に努める。 外部委託業者の進捗管理を徹底し、糖尿病性腎症の重症化予防に努める。 医療機関受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等の分析を行い、重点的かつ優先的に事業所を選定し、健康教育等を行い、事業所の健康度向上に努める。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 電話 850 人 文書 1,700 人</p> <p>■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1%以上とする</p> <p>iv) 働き盛り世代等への糖尿病リスク軽減のための広報強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き盛り世代等（主に 30～40 代）の糖尿病リスクを軽減するために、SNS 等の媒体を活用した広報事業を実施する。（ネガティブキャンペーン）また、これから社会人となる若年 |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|--|---|
| <p>～新入社員）に対し、ヘルスリテラシー向上を目的とした健康教育を実施する。</p> <p>⑥ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、当該事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 健康宣言を行うための「スタート支援」、県の認定をサポートするための「サポート支援」、「健康講話」を行い事業所のサポートを行う。 中小企業における健康づくりを推進するため、県や商工会議所などの関係機関と連携し、健康づくりの取組の充実を図る。 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。 メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 2,360 事業所（※）以上とする <small>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</small></p> <p>(17 ページへ移動)</p> | <p>層に向けて、ヘルスリテラシー向上を目的とした、健康教育を実施する。</p> <p>v) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を踏まえ、事業所カルテを積極的に活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。 健康教育などを通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、データ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチについて検討し、実施する。 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 「一社一健康宣言」事業所を対象とした経済産業省の健康経営優良法人認定に向けたセミナーを開催する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 2,230 事業所（※）以上とする <small>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</small></p> <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会として統一的・計画的な広報を実施していくため、本部が作成した広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信するため、全支部共通広報資料（動画、パンフレット等）、支部作成運動動画等を積極的に活用し、広報を行う。 <p>i) 各種事務説明会や事業所訪問等を活用した広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務担当者説明会等を通じて、協会の取り組みや医療保険制度等の情報発信を行う。 事業所訪問の機会に全支部共通パンフレットや、支部事業周知用リーフレットを配布し、支部の事業を周知する。 |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|---|--|
| <p>Ⅲ) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品の使用及び普及促進の阻害要因を分析し、分析結果に応じた対応を検討するとともに、大分県後発医薬品安心使用促進協議会の場等を通じ、関係者へ意見発信を行う。併せてセミナーへの講師派遣依頼等、県との連携による取組について進めていく。 ・分析結果に基づき、「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」の配布を行う等、医療機関・薬局に対する働きかけを行う。 ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、イベント・セミナーの機会を通じた啓発に取り組みとともに、薬剤師会等との連携によるジェネリック医薬品希望シールの配布や、おくすり手帳の利用促進等加入者への的確な働きかけを継続して実施する。 ・県並びに保険者協議会等と連携し、加入者に対する効果的なジェネリック医薬品の広報を行う。 | <p>ii) 支部ホームページとメールマガジンの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業や医療費適正化等の取組を、タイムリーによりわかりやすく加入者及び事業主に伝える。 ・メールマガジンの新規登録者数拡大のため、加入者への申請書等の送付、事業所訪問や説明会等、各種広報の機会を活用した勧奨を行う。 <p>iii) 医療費適正化に向けた広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児の保護者および70歳以上の加入者並びに新規加入者とその事業主を対象に、適正受診・制度周知を目的とした冊子等を送付する。また、アンケート調査を活用し、加入者から直接意見を聞き、取組を進める。 <p>iv) 自治体や関係団体との連携による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や関係団体と連携し、加入者のみならず広く県民に向けた広報を推進する。 ・自治体や関係団体の事業を、加入者及び事業主に対し発信する。 <p>v) 健康保険委員に対する広報・委嘱拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書勧奨等により健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズに応じた研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <p>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54.1%以上とする</p> <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進 Ⅱ、Ⅲ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品の使用及び普及促進の阻害要因を分析し、分析結果に応じた対応を検討するとともに、大分県後発医薬品安心使用促進協議会の場等を通じ、関係者へ意見発信を行う。併せて研修会への講師派遣依頼等、県との連携による取組について進めていく。 ・分析結果に基づき、「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」の配布を行う等、医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 ・薬剤師会等との連携によるジェネリック医薬品希望シールの普及拡大や、おくすり手帳の利用促進等加入者への的確な働きかけを継続して実施する。また、加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、イベント・セミナーの機会を通じた啓発に取り組む。 ・県や自治体並びに保険者協議会等と連携し、加入者に対する効果的なジェネリック医薬品の広報を行う。 |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|--|--|
| <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針（※ 1）を踏まえ、県薬務室と連携し今後の取組等に関する検討を行う。 <p>（※ 1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」</p> <p>iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等による有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、関係機関への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 <p>iv) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、SNS等の媒体を活用し加入者への周知・啓発を図る。 <p>i) ～ iv) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要があり、重要度が高い。</p> <p>また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> | <p>(16 ページから移動)</p> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤</p> |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|--|---|
| <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 <p>(7 ページへ移動)</p> <p>(7 ページへ移動)</p> <p>(14 ページへ移動)</p> | <p>(15、16 ページから移動)</p> <p>④ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 <p>⑤ 支部で実施した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度に見直しが行われた新たなパイロット事業の枠組みの下で、次期保険者機能強化アクションプランにおける支部の特性等を踏まえた保健事業の充実・強化等に向け、令和6年度に実施する事業へ積極的に応募する。 <p>⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 医療費データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療の質や効率性の向上を目指し、地域ごとの医療費等の分析及び医療等に関する情報の収集を行う。また、その結果について県を始めとする自治体、関係団体等や事業主および加入者へ情報提供する。 ・ 保険者協議会と連携し、各地域の医療費、健診結果の動向等の見える化を図り、県や市町村へ発信する。 <p>ii) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|---|--|
| <p>(2 ii) へ移動)</p> <p>(14 ページへ移動)</p> <p>(7 ページへ移動)</p> | <p>着実な実施及び令和 5 年度に行われる県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに、意見発信を行う。</p> <p>iii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>⑦ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>支部による医療費等分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎情報等を活用して医療費や健診結果の地域差について、支部の特徴や課題を把握するために、データ分析を行う。 ・協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析や共同事業の実施を検討する。 ・医療費適正化に向けて、エビデンスに基づいた事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|---|--|
| <p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要である。 ・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。 ・ 具体的には、 <ol style="list-style-type: none"> ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③地域・職域特性を踏まえた広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 ・ 各種事務説明会や事業所訪問等を通じて、協会の取組や医療保険制度等の情報発信を行う。 ・ メールマガジンで健康保険制度の改正や健康づくり情報などタイムリーな情報を提供することで、新規登録者数の拡大を図るとともに、ホームページの内容も充実させ加入者への情報発信を行う。 ・ 新生児の保護者及び70歳以上の加入者並びに新規加入者とその事業主を対象に、適正受診・制度周知を目的とした冊子等を送付する。また、アンケート調査を活用し、加入者から直接意見を聞き、取組を進める。 ・ 支部の重点広報テーマについてSNSを活用し効果的・効率的な広報を実施する。 ・ 文書勸奨等により健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組を強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズに応じたセミナーや広報誌等を通じて情報提供を実施する。 <p>■ KPI：1－1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 56.5%以上とする</p> <p>1－2）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p> | <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> <p>(12、13 ページから移動)</p> |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|---|--|
| <p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人目標の設定や評価結果のフィードバックを通じて人材育成を図り、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、職員のモチベーションを維持向上させ、組織の活性化を促進する。 <p>② 更なる保険者機能発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促すとともに、本部が実施する研修への職員派遣や支部の課題を踏まえた独自研修を実施、また通信教育講座等を活用した自己啓発を推奨し、人材育成を行うことで組織基盤の底上げを図る。 <p>③ 支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部業績評価により、他支部との比較を通じて自支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げにつなげる。 <p>II) 内部統制に関する取組</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。 <p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報等の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 <p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・年 2 回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスの更なる推進を図る。 <p>III) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加し | <p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>② OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJTを中心としつつ、本部が実施する研修への職員派遣、支部による必須研修や独自研修の実施、通信教育講座等による自己研鑽により人材育成を行い、組織基盤の底上げを図る。 <p>③ 支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部業績評価により、他支部との比較を通じて自支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げにつなげる。 <p>II) 内部統制に関する取組</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。 <p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 <p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・年 2 回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスの更なる推進を図る。 <p>III) その他の取組</p> <p>① 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加し |

| 令和 6 年度 | 【参考】令和 5 年度 |
|---|---|
| <p>やすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・また、少額随意契約の範囲内においても可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p> | <p>やすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・また、少額随意契約の範囲内においても可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> |